

よく質問を受ける社会福祉法人会計特有の会計処理についてお答えします！

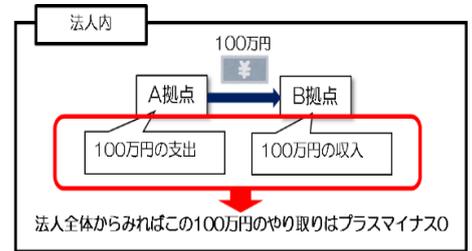
「内部取引消去」ってなんですか？

2022.9.6

—「内部取引消去」ってなんですか？—

→ **法人内だけのお金のやり取りを消去**する会計処理です。

例えば、同一法人内のA拠点からB拠点に100万円繰り入れたとします。この場合、A拠点では100万円の支出があり、B拠点では100万円の収入があるようにみえますが、法人全体で見るとお金の動きはプラスマイナス0です。



このような「法人の中だけでのお金のやり取り」を消去する決算処理を「内部取引消去」といいます。

(根拠：社会福祉法人会計基準第11条)

—どうして「内部取引消去」って必要なんですか？—

→ **法人全体としての正確な収支状況等を計上**するためです。

例えば、就労継続支援B型事業所でパンを作り、そのすべてを同一法人内の保育園に卸しているとします。ひと月に100万円分のパンを卸した場合、月間売り上げは100万円で、その分法人のお金が増えたようにみえます。しかし、売上金は同一法人内の保育園から支出されており、結果として法人のお金は増えていません。内部取引消去をしないと、その売り上げが法人の中でお金のやり取りをした結果発生したものが否かがわからないのです。

内部取引消去で、法人の中だけでお金をやり取りして発生する収入や支出等を除外することにより、法人の外からの収入や法人の外への支出等のみを正確に計上することができます。

—どんなときに「内部取引消去」って必要なんですか？—

→主に**法人内でお金の繰入れや貸借、売買**をしたときです。

勘定科目に「事業区分間～」、「拠点区分間～」、「サービス区分間～」とつくものは内部取引消去の対象となることが多いです。ただし法人の中での売買取引に関しては、このような勘定科目を使わないため注意が必要です。

—どうやって「内部取引消去」をすればいいですか？—

サービス区分間 での お金のやり取り	拠点区分資金収支明細書・拠点区分事業活動明細書 の「内部取引消去」欄で消去 →拠点区分・事業区分・法人単位の計算書類にサービス区分間のお金のやり取りは記載されません。
拠点区分間 での お金のやり取り	事業区分資金収支内訳表・事業区分事業活動内訳表・事業区分貸借対照表内訳表 （※）の「内部取引消去」欄で消去 →事業区分・法人単位の計算書類に拠点区分間のお金のやり取りは記載されません。
事業区分間 での お金のやり取り	資金収支内訳表・事業活動内訳表・貸借対照表内訳表 （※）の「内部取引消去」欄で消去 →法人単位の計算書類に事業区分間のお金のやり取りは記載されません。



(※) お金のやり取りの性質によって、どの内訳表を使うかが変わります。

町田市 地域福祉部 指導監査課 (町田市庁舎7階 窓口番号703)
 電話番号：042-724-4094 (法人担当) 電子メール：fukushi040@city.machida.tokyo.jp
 町田市ホームページ：社会福祉法人の認可・指導 (トップページ>医療・福祉)